**経済産業省　資源エネルギー庁**　　　　　　　　　　　　　　　　　　2014年4月8日

**新エネルギー対策課課長　村上　敬亮様**

会社名

　代表者名

住所

電話番号

**会社名等御社のものを入力下さい**

「25年度太陽光発電設備設置認定申請・認定に関する不服申し立て」について

拝啓

桜の便りが次々に聞かれるこの折、誠に勝手ながら不服申し立てを送付させて頂くことをご容赦頂けますよう、お願い申し上げます。さて、表題の件につきましては２５年度の認定に関する注意喚起の告知がなされていることは承知しておりますが、その告知内容及び認定の現状につきまして不服を申し立てます。

敬具

記

　我々は、我が国のエネルギー事情を深く理解し、再生可能エネルギーの普及に尽力して参りました。Ｈ２５年度の設備認定については、多くの申請が集中し大変お忙しい中で認定作業を行われたことの理解はしております。我々もいい加減な認定申請を排除すべく、申請者への説明・打ち合わせを経て代行認定申請をしており、経済産業省様と同様、時間に追われながら申請作業を行っていたことをご理解頂きたいと思います。そのような中、3月に入っての申請となったものも多数ございます。また、窓口機関ＪＰＥＡ代行センター様との連絡が電話で取れず申請に関する確認作業が遅れ申請が３月に入ったものもございます。

　２５年度末の設備認定についての注意喚起の告知の中で、「Ｈ２５年度中に認定を受けたい場合は、本年２月２８日までを目安として」「本年２８日を超えて申請書類が提出された案件については年度内での認定作業は事実上困難となります」とありますが、「３月以降の申請は年度内の認定を不可とする」とは受け取れない内容であります。経済産業省様の告知の意味が事実と相違ないとしても、我々やその他大勢の認定代行者が意味を取り違えたり、またＨ２４年度の申請・認定状況と同様に考えたケースも多く見受けられます。（Ｈ２４年度は２月２２日までに申請するように告知されていましたが、実際は３月中旬位までの申請が認定されたと記憶しております。）このように経験・実態の違いにより我々認定申請作業を代行する者は、経済的な不利益が生じた申請者に不信感を抱かれ、逸失利益の補てんを余儀なくされる結果となっております。このことについて、国の政策に基づき再生可能エネルギーの普及拡大に尽力してきた我々としては、問題であると感じざるを得ません。

　つきましては、経済産業省様からの問題解決策をご提示頂かなければ我々の不利益が解消されません。3月以降の申請につきましても、25年度内の認定として頂けますご検討をお願いしたく、不服申し立てとさせて頂きます。

以上

**具体的な疑問、要望について**

・例　１　JEPA代行センター様より、２月２８日までの設備認定で終わらす様に経済産業省様より指示があった旨を聞きました。

**２枚目は**

**御社のご意見・ご要望をご入力下さい**

　なぜ、そのような指示が行われてしまったにも関わらず認定代行業者に不確かかつ、誤認を与える告知のままで進めたのか、回答を要望します。

・例　２　弊社で認定代行作業を受けた案件で目安日を一日過ぎた３月１日が有ります。代行申請を行っている案件に救済が無ければ事業者と我々に不利益が生じています。納得のいく解決策を要望します。

以上